金山町地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

令和８年３月

福島県　金山町

■目次

1. 背景 ……1
（1） 気候変動の影響 ……1
（2） 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 ……1
（3） 地球温暖化対策を巡る国内の動向 ……1
2. 基本的事項……3
（1） 目的 ……3
（2） 対象とする範囲 ……3
（3） 対象とする温室効果ガス ……3
（4） 計画期間……3
3. 上位計画及び関連計画との位置づけ ……5
4. 温室効果ガスの排出状況 ……6
（1） 「温室効果ガス総排出量」 ……6
5. 温室効果ガスの削減目標 ……8
（1） 目標設定……8
（2） 温室効果ガスの削減目標 ……8
6. 目標達成に向けた取組 ……9
（1） 取組の基本方針 ……9
（2） 具体的な取組内容 ……9
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表…… 10
（1） 推進体制…… 10
（2） 点検・評価・見直し体制 …… 10
（3） 進捗状況の公表 …… 10
【参考資料】対象施設一覧…… 12

1. 背景

（1）気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、評価と見直しを行うことが決まりました。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年４月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2025 年２月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、我が国の温室効果ガ

ス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

2. 基本的事項

（1）目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、金山町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

本計画の対象範囲は、金山町の全ての事務・事業とします。

（3）対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類（4ｐ表 1 参照）の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO_2）のみとします。

（4）計画期間

策定年度である 2025 年度の翌年 2026 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。数値目標の基準年度は 2023 年とします。なお、諸条件に変動があった場合などは、適宜見直しを行うものとします。

項　目	年　度						
	2023	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度	策定年度	計画開始				
計画期間			→	→	→	→	→

図 1　計画期間のイメージ

表１　地球温暖化対策推進法で対象とする温室効果ガス



温室効果ガスの特徴

国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO_2 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH_4 メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N_2O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF_6 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF_3 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

本計画の対象

出典）全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)HP より

3. 上位計画及び関連計画との位置づけ

金山町事務事業編は、地球温暖化対策推進法２１条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また地球温暖化対策計画及び金山町総合計画に即して策定します。

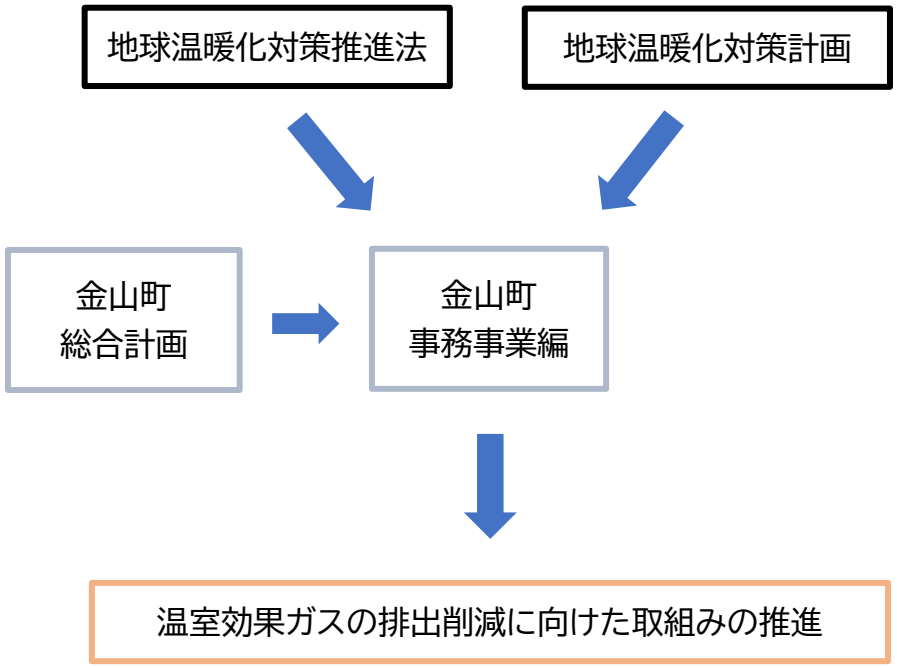


図２　金山町事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

金山町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において、1,058t-CO_2 となっています。

施設別では、学校教育系施設が全体の 21%を占め、次いで行政系施設 13%、スポーツ・レクリエーション系施設 13%、施設以外でエネルギーを消費する設備等(公用車)12%、供給処理施設 9%、保健・福祉施設 8%、医療施設 6%、子育て支援施設 3%、社会教育系施設 2%となっています。また、上記分類に該当しないその他施設の合計が 11%となっています。

施設分類	排出割合	該当施設
学校教育系施設	21%	小学校、中学校、若桐寮
行政系施設	13%	役場庁舎、消防施設、防災備蓄倉庫
スポーツ・レクリエーション系施設	13%	体育館（中川・大塩）、道の駅、せせらぎ荘、スキー場、サニタリーハウス（沼沢湖）、妖精美術館、生活体験館、自然休養村センター、若者交流センターあすなろ館、農業実習館、大塩グラウンド管理棟
施設以外でエネルギーを消費する設備等	12%	公用車
供給処理施設	9%	総合簡易水道施設、農業集落排水施設、特定環境保全公共下水道施設
保健・福祉施設	8%	老人福祉センター、よこたデイサービスセンター
医療施設	6%	国保診療所
子育て支援施設	3%	保育所
社会教育系施設	2%	各地区公民館
その他施設	11%	ラジオ局、多目的共同住宅、公衆トイレ、自然教育村会館、融雪・消雪施設、道路管理センター、各除雪車庫、教員住宅、防災無線施設、その他観光関係施設

表 2　施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度）

エネルギー種別では、電気が全体の 52%を占め、次いで灯油 17%、ガス 10%、重油 9%、ガソリン 6%、軽油 5%となっています。

エネルギーの種類	排出割合
電気	52%
灯油	17%
ガス	10%
重油	9%
ガソリン	6%
軽油	5%

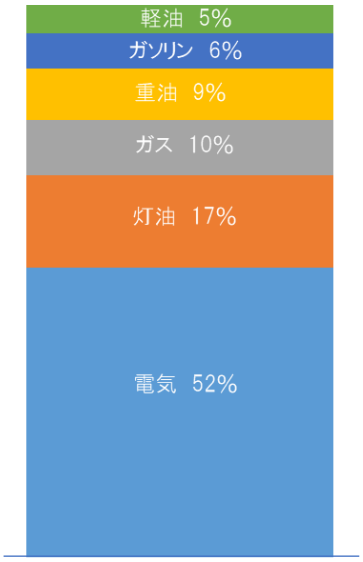


表 3・図 3　エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度）

5. 温室効果ガスの削減目標

（1）目標設定

政府実行計画を踏まえて、金山町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

表４　政府実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
100%	50%（50%削減）

（2）温室効果ガスの削減目標

本町では温室効果ガス排出量を測定可能な基準年度が 2023 年度であり、国が基準年度としている 2013 年度からその時点までに照明の LED 切り替え等により、排出量の削減がある程度図られているものと想定し、2030 度までの削減率を基準年度比で 20%削減することを目標とします。

表５　温室効果ガスの削減目標

項　目	基準年度（2023 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,058t-CO_2	846t-CO_2
削減率	–	20%

削減目標算出方法

政府実行計画削減目標 50(%)÷(2030 年-2013 年)＝約 2.9(%/年)の削減ペース

2030 年－2023 年＝7 年より、目標年度まで 7 年間のため、2.9(%/年)×7 年＝約 20%

よって、1,058t-CO_2(2023 年度排出量)×20%＝212t-CO_2

以上より、2030 年度目標排出量は、1,058t-CO_2－212t-CO_2＝846t-CO_2

6. 目標達成に向けた取組

（1）取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

（2）具体的な取組内容

1, 日常業務に関する取組

項　目	取 組 内 容
空調	空調温度設定、使用時間の適正化
	窓の開閉、ブラインド・カーテン等利用による温度調整
	クールビズ・ウォームビズの継続実施
照明	使用していない場所のこまめな消灯
	昼休みや勤務時間外における、業務に支障のない範囲での消灯
	事務の効率化推進と残業の削減
事務機器	席を離れるときはスタンバイモードや電源オフ
	一定期間使用しない事務機器はコンセントを抜く
	退庁時は電源オフを確認する
	コピー機やプリンター等は節電モードを活用する
公用車	必要以上の暖機運転を行わない
	急発進、急加速を行わずエコドライブを心がける
用紙類	ネットワーク・タブレット等の利用によるペーパーレス化の推進
	両面印刷の徹底による使用量の削減
	印刷・ファックス時の使用済み用紙の裏面利用
物品購入	環境ラベリング製品（エコマーク・グリーンマークなど）の優先購入
	詰め替えやリサイクル、長期使用可能な製品の購入を心がける
リサイクル	ごみの分別の徹底、封筒・ファイル類の再利用促進
	再生トナーの利用、使用済トナーのリサイクル

2，施設等の設備や機器導入、更新に関する取組

項　目	取 組 内 容
省エネルギー設備等の導入	公共施設照明の LED 切り替えの推進
	街灯の LED 切り替えの推進
	公用車更新時の電気自動車等切り替えの検討・推進
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新設・更新時の再生可能エネルギー導入の検討

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

（1）推進体制

金山町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「金山町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を 1 名配置し、取組を着実に推進します。

①　金山町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、地球温暖化対策推進責任者（各課長）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

②　金山町地球温暖化対策庁内委員会事務局

保健福祉課長を事務局長とし、保健福祉課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③　地球温暖化対策推進責任者

基本的に、各課長を「地球温暖化対策推進責任者」とします。各課において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。

（2）点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

（3）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、広報紙やホームページ等で適宜公表します。

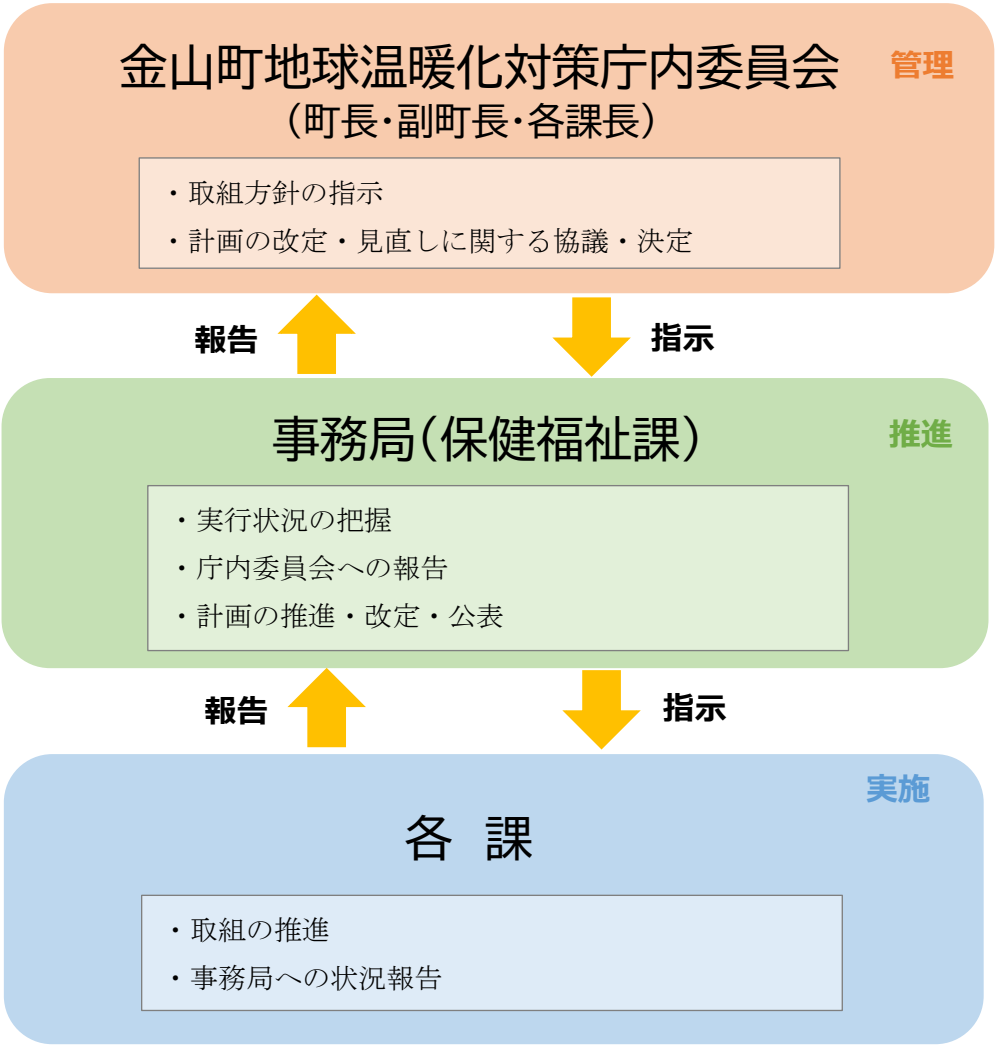


図５　金山町事務事業編の推進体制

【参考資料】対象施設一覧

担当課	施設名称
商工観光課	道の駅
	サニタリーハウス
	スキー場
	妖精美術館
	生活体験館
	自然休養村センター
	若者交流センターあすなろ館
	農業実習館
	せせらぎ荘
	清水荘
	公衆トイレ
	自然教育村会館
	その他観光関係施設
教育委員会	かねやま小学校
	金山中学校
	芸能伝承館
	中央公民館
	各地区公民館
	体育施設
	大塩グラウンド管理棟
	若桐寮
	教員住宅（町管理分）

担当課	施設名称
建設課	町営住宅（共用部）
	統合型簡易水施設
	農業集落排水施設
	特定環境保全公共下水道施設
	融雪・消雪施設
	道路管理センター
	各除雪車庫
保健福祉課	よこたデイサービスセンター
	老人福祉センター・同車庫
	多目的共同住宅
	保育所
	国保診療所
総務課	役場庁舎・同車庫
	消防施設
	防災備蓄倉庫
	防災無線施設
	ラジオ局
農林課	農作業準備休憩施設
各課	公用車